

## 個人情報取り扱い規定

### 〇〇町自治会 個人情報取り扱い規定

#### (目的)

第1条 この規定は、個人情報 that 慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適切な取り扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### (責務)

第2条 〇〇町自治会（以下、「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

#### (周知)

第3条 本会は、この規定を総会資料又は回覧により、毎年1回以上は会員に周知するものとする。

#### (個人情報の取得)

第4条 本会は、会長及び支部長（班長）が「世帯表」を会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

- 2 本会が会員から取得する個人情報は、会員名簿の作成に必要な氏名（世帯員、同居人を含む）、住所、電話番号のほか、災害時における避難等の支援活動に必要な、生年月日、性別、援護の要否、緊急時連絡先、その他の項目で、会員が同意する事項とする。

#### (同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により項目の一部又は全部について同意を取り消すことができる。

- 2 前項の申し出があった場合、本会は、直ちに該当する個人情報を削除又は破棄しなければならない。ただし、会員名簿として既に会員に配布しているものに対しては、削除の連絡をすることでこれに替える。

#### (利用)

第6条 本会が保有する個人情報は、次の各号の目的のために利用し、他の目的に利用する場合には、各会員の同意を得なければならない。

- (1) 会議開催、館員管理、その他文書の送付
- (2) 本会（支部、班等を含む）会員名簿の作成及び地図の作成
- (3) 会員相互の親睦を深める活動
- (4) 安全で安心なまちづくり活動
- (5) 慶弔対象者の把握
- (6) 災害時における避難行動要支援者への支援活動

#### (管理)

第7条 収集した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理する。

- 2 会員名簿は、配布された各会員が適正に管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。

(提供)

第8条 個人情報とは、次の各号の場合を除き、予め本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 生命、身体又は財産の保護のため必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは栃木県、鹿沼市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合
- (5) 個人情報のうち役員に関するもので、鹿沼市、自治会、自治会連合会又はこれらに準じる公共目的の団体、学校が自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

附則

この規定は、令和 年 月 日から施行する。